

官報電子化の基本的方針（案）

第 1 電子官報の閲覧・頒布期間に関する考え方

5 1 紙の印刷物である官報の閲覧・頒布に関する現状

現在、紙の印刷物である官報については、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みが構築されることを前提とした上で、いずれかの方法により官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置かれた最初の時点をもって、発行が行われたものとされている。

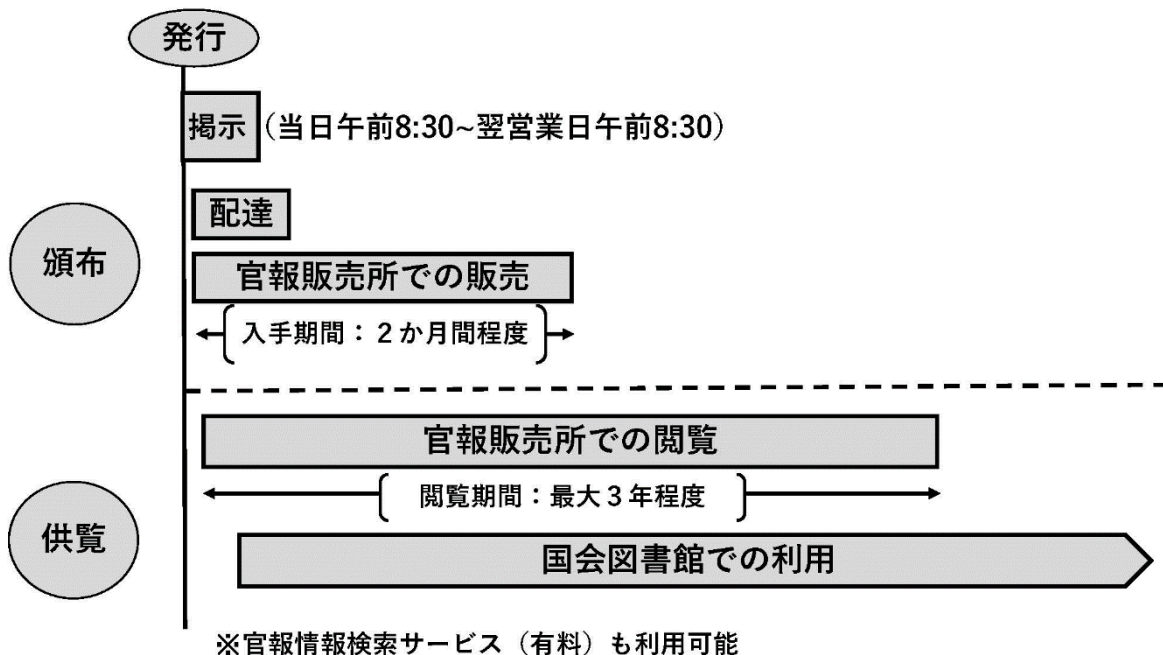
具体的には、官報が発行される当日（注）に国立印刷局本局等において掲示され、閲覧することができる状態に置かれた時点をもって発行が行われたこととなるが、それ以降、当該官報は定期購読者のもとに配達されるとともに、各地の官報販売所（全国計 48 か所）において、当日から約 2 か月間、購入することができる状態に置かれている。

一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みを構築する上では、このように相当の期間を通じて一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要があると考えられる。

なお、官報が発行された当日以降に閲覧するための方法としては、各地の官報販売所だけでなく、国立国会図書館において過去の官報を閲覧することができる。

（注）当日の本紙等（特別号外を除くもの）について掲示等の措置を実施する時（午前 8 時 30 分）に、その時点まで掲示等の措置がとられていた官報は掲示板等から撤去される。なお、休日・祝日は、その直前の平日に発行された官報が掲示され続ける。

（参考）紙の印刷物である官報の発行後の流れ



2 官報電子化に伴う閲覧・頒布期間の考え方

官報を電子化した場合においては、官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点（送信用サーバにアップロードされた時点）が、国民が官報を閲覧し、又は入手し得る最初の時点となり、この時点をもって官報の発行が行われたものとするとしている。

その上で、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みを構築する上では、現在の紙の印刷物である官報の場合と同様に、一定期間を通じて、真正な情報が記録された官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要があると考えられる。

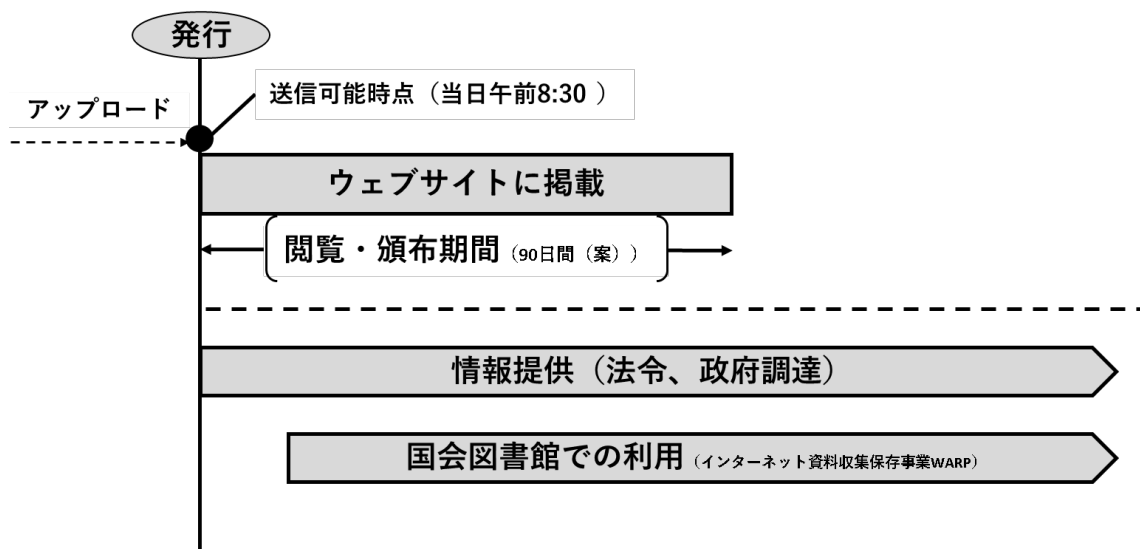
具体的には、官報の発行をウェブサイトを通じて行う際、相当の期間継続して、真正な情報が記録された官報を当該ウェブサイトに掲載することにより、国民が無料で当該官報を閲覧し又はダウンロードし得る状態に置くことが考えられる。

当該期間（以下「閲覧・頒布期間」という。）においては、官報発行機関等は、ウェブサイトに掲載された官報に記録された情報について真正性を確保するための措置を講ずるとともに、継続してウェブサイトを利用することができるようにするための措置（冗長性の確保等）を講ずる必要がある。

その上で、閲覧・頒布期間が経過した後においては、法令を始め、長期的に国民が情報を得ようとすることが想定される官報掲載事項について、個人情報への配慮の観点等から支障がない場合には、官報発行機関等が適切な方法により、当該事項に係る官報の内容について情報提供を行うことが望ましいと考えられる（具体的には後記3で述べる。）。

これらの点を踏まえた上で、閲覧・頒布期間については、次のように考えてはどうか。なお、以下の考え方は、現在の「インターネット版官報」の運用や仕様を基にしたものであり、今後の関連システムの改修等（改修による業務のBPRを含む。）により不断の見直しが必要となるため、制度化に際しては技術中立的な仕組みの構築が必要不可欠となる。

（参考）電子化された官報の発行後の流れ（当分の間のもの）



※官報情報検索サービス（有料）も利用可能

(1) 利便性の確保

官報の発行当日から閲覧・頒布期間内に官報を閲覧し、又は入手することができなかつた者は、当該官報を閲覧するために国立国会図書館に赴く等の必要が生ずることとなる。

このことを踏まえると、官報の発行に当たっては、利便性を確保するために合理的な閲覧・頒布期間を設けるべきであると考えられる。

具体的な閲覧・頒布期間について、現在の「インターネット版官報」は、90日の期間（注1）、無料で公開していることを踏まえると、今回の官報の電子化に当たっては、国民が少なくとも同等の期間、無料で官報を入手し、又は閲覧することができるよう、当分の間、少なくとも90日の期間を確保することが望ましいと考えられる。

なお、国民の利便性の観点では、閲覧・頒布期間の長さにかかわらず、当該期間が経過した後、官報発行機関等が官報掲載事項について情報提供を行うこと（注2）により、更なる利便性を確保することができるといえる。

（注1）現在の「インターネット版官報」の公開期間については、後記(5)のとおり、本年（令和5年）1月に、30日間から90日間に拡大している。

（注2）後記3のとおり、現在の「インターネット版官報」では、90日間の公開に加えて、平成15年以降の法令及び平成28年以降の政府調達の記事を無料で公開している。

(2) 個人情報への配慮

官報に掲載される記事のうち、例えば、特定の名宛人を対象とする処分等に関するものについては、各制度の趣旨に鑑み、それぞれ官報をもって公にする必要がある一方で、永続的にインターネットにより公衆の閲覧に供し続けることは、個人情報への配慮の観点から望ましくない場合もあり得る。

このことを踏まえると、現在の「インターネット版官報」において全ての記事が90日間公開されているところ、全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的なものとすることは、慎重な検討を要すると考えられる。また、適切な技術を活用し、個人情報への配慮のための必要な措置をとることも必要である。

(3) 発行業務の安定性の確保等

閲覧・頒布期間においては、官報発行機関等は、ウェブサイトに掲載された官報に記録された情報について真正性を確保するための措置を講ずるとともに、継続してウェブサイトを利用することができるようにするための措置（冗長性の確保等）を講ずる必要がある。

他方、現在の「インターネット版官報」については、電子署名の有効期限が約2年程度であるとともに、サーバの容量として安定的に公開を続けるための公開期間の上限が現時点では1年程度である。

これらの技術上・実務上の制約については、今後、必要に応じて電子署名の有効期限を延長するための措置や設備投資を行うこと等により、対処することが可能となる部分もあるが、いずれにせよ、閲覧・頒布期間については、こうした運用面の実態に即して、発行業務を安定的・効率的に行うことができる期間を定める必要があると考えられる。

(4) 閲覧・頒布期間を柔軟に変更できるような法制度とすること

閲覧・頒布期間を定めるに当たって考慮すべき事項のうち、前記(1)及び(2)については、現在の「インターネット版官報」の公開開始（平成11年）から現在までの間、利便性の向上の観点からの閲覧・頒布期間の延長や個人情報への配慮のための措置について柔軟に対応してきており（下記参照）、今後も様々な事情に応じて適宜対応していく必要がある。また、前記(3)については今後の技術革新等によって事情変更が生ずることが想定される。

こうした様々な事情を考慮した上で、具体的な閲覧・頒布期間については、適時適切に定められるようにすることが妥当であると考えられる。

（参考）現在の「インターネット版官報」に関する主な施策の展開

時期	施策	目的
H11. 11. 15	現在の「インターネット版官報」開始（公開期間：直近1週間）	利便性の向上
H15. 7. 15	電子署名付与	真正性確保、改ざん検知
H21. 4. 1	公開期間を30日間に拡大	利便性の向上
H21. 8. 11	主要検索エンジンの検索対象から、現在の「インターネット版官報」のウェブサイトを外すよう設定	個人情報への配慮
H24. 3. 27	利用規約において「第三者の権利利益を侵害する行為を禁止する」等を掲載	個人情報への配慮
H24. 3. 30	PDFの設定を変更：テキストを抽出不可の設定	個人情報への配慮
H24. 6. 1	H24. 4. 1以降の「公文」（訓令まで）の記事を掲載	利便性の向上
H26. 3. 10	上記「公文」の掲載範囲をH15. 7. 15以降に拡大	利便性の向上、個人情報への配慮
	「公文」（訓令まで）をテキスト抽出可能にする一方、直近30日分の告示以降の記事（官報全体のうち「公文」を除くもの）を画像処理	
H28. 4. 1	H28. 4. 1以降の「政府調達公告版」を公開	利便性の向上
R 5. 1. 4	タイムスタンプ付与	同一性の確保の徹底
R 5. 1. 27	公開期間を90日間に拡大	利便性の向上

(5) 官報を電子化した場合の当分の間の閲覧・頒布期間の長さ

本年（令和5年）1月、現在の「インターネット版官報」について、国民の利便性の向上を図るため、公開期間を従前の30日から90日に拡大した。

官報を電子化した場合においては、当分の間は90日間を閲覧・頒布期間とすることとし、引き続き、利用実態や利用者のニーズ等を把握しつつ、個人情報への

配慮や発行業務の安定性の確保等の観点からの検討を行い、必要な対応をとることとしてはどうか。

(参考) 現在の「インターネット版官報」の公開期間を30日から90日に拡大した趣旨

令和5年1月27日閣議了解により、官報を提出すべき申請において、官報に代えて現在の「インターネット版官報」を提出することができるよう、内閣府及び国立印刷局において必要な措置（タイムスタンプの付与等）を講ずることとした。その結果、官報により公告を行った場合において、法人登記申請の際に添付すべき「公告をしたことを証する書面」については、官報に代わるべき電磁的記録又は情報として現在の「インターネット版官報」を提出することが可能となった。

これに伴い、法人登記申請の際に添付すべき「公告をしたことを証する書面」を提出すべき制度を調べたところ、個別制度によって、1か月又は2か月を下らない異議申出期間を設けることを法律上定めた上で、手続の終了後2週間以内に登記申請を行うべきことが法令上定められたものがあった。また、前者の異議申出期間については、実態として、2か月の期間としているもののほか、満了日が休日当たる場合に2か月を数日間上回る期間を設けているものも見られた。

こうした実態を踏まえた上で、仮に、公告の日から2か月と数日の異議申出期間を設けた上で、手続の終了後2週間の時点において登記申請を行う場合においても、その時点で「インターネット版官報」をダウンロードすることが可能となるよう、公開期間を90日間に拡大した。

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第五十四条の三第一項 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二・三 (略)
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

(参考) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）

（合併等の登記）

第八条第一項 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条第二項 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと(略)を証する書面を添付しなければならない。

※別表の根拠法の欄に「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）」の規定あり。

3 官報の閲覧・頒布期間終了後の情報提供

(官報発行機関等による情報提供)

現在の「インターネット版官報」は、記事全体を 90 日間公開することに加えて、
5 情報提供として、電子署名（注1）が付与された平成 15 年 7 月 15 日以降の法令（訓令を含む。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降の政府調達の記事を無料で公開している。

官報を電子化した場合においても、官報発行機関等は、真正性が確保された官報を
発行することに加えて、引き続き、官報に記録された情報の利活用の一環として（注
2）、次のとおり、国民への情報提供を行うこととしてはどうか。なお、情報提供の
10 在り方については、今後、関連システムの改修等を通じて国民の利便性向上の観点等
から不断の見直しが必要となる。

○ 平成 15 年 7 月 15 日以降の法令（訓令を含む。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降の
政府調達の記事については、引き続き公開することとする。なお、法令（訓令を
15 含む。）に関して、更に遡って過去のもを公開することや、いわゆる法規たる性
質を有する告示も公開することなど、必要に応じ、対象を見直すことについても
適宜検討を進める。

また、法令（訓令を含む。）について情報提供を行うことを踏まえ、国立印刷局
が刊行する法令全書（注3）については、刊行を廃止する方向で検討を進める。

○ 上記の記事以外で、長期的に公開することが望ましいものについては、記事の
内容を所管する機関においてホームページ等を活用して公開することが考えら
れる。他方、国民からの要望を踏まえ、必要がある場合には、官報発行機関等
25 において、個人情報への配慮の観点に留意した上で、特定の記事を抽出して情報提
供することについて検討を進める。

（注1）電子署名の仕様上、有効期限（現在の「インターネット版官報」に付与されたものは
2年程度）が切れた場合、作成者に係る真正性は確認することはできないが、その情報
30 が改変されたか否かを検知することは可能である。そのため、仮に国立印刷局以外の作
成者が作成した電子ファイルがウェブサイトに掲載された場合、改ざん検知やネットワ
ーク上のアクセス検知などにより対応が可能である。

（注2）官報に記録された情報の提供は、官報の発行とは異なる行為である。例えば、前者の
情報の提供においては、必ずしも官報に記録された情報の全部が提供されるわけではな
35 く、プライバシー情報を削除するなどの編集が加えられる。

（注3）法令全書は、国立印刷局が、官報掲載原稿を再編纂して発行する刊行物である。
法令全書のうち、「月号」は、官報に掲載された法令等（告示及び訓令を含む。）の記事
40 だけを抜粋し、月まとめて集録して毎月発行されており、「総目録」は、1年間に公布
された法令件名を集録するとともに、その法令等（告示を除く。）を五十音別に分類し
た索引を掲載し、翌年3月に発行されている。

いずれにせよ、法令全書の発行によって法的効力が生ずるものではなく、また、法令
全書に掲載することが法令上定められているものもなく、事実上、官報の掲載内容を調

べる用途で活用されている（参考：「月号」の定期部数約 270 部（令和 5 年 4 月現在））。

なお、内閣府は、法令全書の発行者ではないが、「法令全書に関すること」（内閣府設置法第 4 条第 3 項第 37 号）を所管しており、国立印刷局が法令全書を発行する際には、掲載事項の順序等その編集に関し必要な指示を行うことができる。

5

（参考）官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号）

第二条 法令全書は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令及び告示等を集録するものとする。

（国立印刷局が同局の業務として行う情報提供）

10 平成 13 年以降、国立印刷局（旧財務省印刷局）は、官報の発行に関する業務に附帯する業務として、昭和 22 年 5 月 3 日以降、当日発行分までの官報の情報を検索することができる会員制有料サービスである「官報情報検索サービス」を提供している（月額：2,200 円）。

15 当該サービスにおいて提供される情報のうち、特に、平成 15 年 7 月 15 日より前に発行された官報の情報については電子署名が付与されていないが、事実上過去の官報の内容を閲覧するための方法として広く利用されている（契約数：約 12,000 件（令和 5 年 4 月現在））。

「官報情報検索サービス」の利用状況やニーズを踏まえると、今後も官報の編集業務を担うべき国立印刷局（※第 3 の 3 で後述）が、引き続き、当該業務に附帯する業務として当該サービスを提供することとしてはどうか。

20 この場合、国立印刷局は、国民の利便性の向上に資する目的で、「官報情報検索サービス」を提供することとし、また、サービスの提供に当たっては、個人情報への配慮等の観点から適切な措置を講ずる必要がある。

25 これらの目的適合性及び適切な措置の実施について担保する観点から、国立印刷局が「官報情報検索サービス」を始め官報の発行に関する業務において得られた情報を活用した業務を行うに当たっては、国立印刷局は官報発行機関（内閣府）から承認を得るものとしてはどうか。

また、国立印刷局は、「官報情報検索サービス」の提供に当たり、無料版にはない機能（冊子横断的な検索機能等）の提供等に要する経費について、負担の公平性を図る観点等から、引き続き利用者に相応の負担を求めることとしてはどうか。

30 なお、国立印刷局においては、現行の「官報情報検索サービス」の提供だけでなく、電子メールによる希望者への官報の送信など、必要なサービスの提供について適時検討を進めることとする。

（参考）独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）

第十一条第一項 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

四～六 （略）

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

4 業務の効率化、利便性の向上等に関する取組

(進め方)

官報の電子化に関連する最近の取組として、デジタル庁を中心に、法令データをベースレジストリとして位置付け、法令の立案から官報での公布やその後の利活用を見据えた、法制執務のデジタル化の検討が進められている。

官報の電子化においては、こうした検討とも連携し、紙媒体を電子媒体に置き換えること(digitization)に加えて、例えば、官報の体裁の変更も含め、デジタルであることをいかに改善(digitalization)を通じて、業務の効率化、利便性の向上等(掲載料の見直しを含む。)を図っていくことも考えられる。

一方で、こうしたデジタルであることをいかに改善(digitalization)を検討するに当たっては、当面の間は紙媒体(官報記録事項記載書面)が併存する状態が継続することや官報としての連続性を考慮することも必要である。また、改善を進めていく前提として、官報の掲載内容によっては制度官庁において関係者との調整を行う必要があるほか、個人情報への配慮、システム改修の費用や業務の負担、さらに、官報に記録された情報の利活用を進める上でその対象となるデータの範囲や当該データに係る業務の全体のフローなど、様々な検討課題がある。加えて、そもそも官報の発行においては、安定的かつ正確に発行することが最も重要であり、実務への影響を考慮せずに大幅な業務見直しを性急に行うことで、発行の安定性や正確性が損なわれることがあってはならない。

こうしたことを考慮し、また、電磁的方法による官報の発行を早期に実現することが政府の方針であることに鑑み、官報の電子化に伴う業務の効率化、利便性の向上等を図る取組について、次のように進めていくこととしてはどうか。

○ まずは、官報の発行を電磁的方法により行うこと等に関する法整備を行い、現在の「インターネット版官報」について可能な範囲で運用の見直しなどを行った上で、官報として位置付けることが考えられる。そのためには、官報に記録された情報を確実に提供するためのシステムやウェブサイトの構築など、基盤的業務に万全を期すことが重要である。

○ その上で、今後、個別制度の所管官庁での検討を踏まえつつ、関係機関において検討を行い、成案を得たものから順次取組を進めていく、あるいはシステム更改(注)に合わせて総合的な取組を進めることが考えられる。

(注) 官報の編集システムにおいては、本年度以降実施予定の法制執務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証等を踏まえて構築される法令データベースとの連携を目指して、現行システムを抜本的に更改する予定である。具体的には、e-LAWSで作成された法令XMLデータを基に自動で編集・作成し、配信するシステムを開発した上で、順次、令和12年1月までに運用を開始する予定である。

(電子官報の機能向上のための取組の例)

例えば、次に掲げるものについては、官報を電子化した場合に有効であると考えられるが、いずれも、利用可能な技術の信頼性や実用性、導入に必要な費用・時間等を踏まえ、導入の是非や導入する場合のスケジュール・業務実施方法を検討することとする。

5

- 官報に記録された情報が改変される事態が生じた場合に、その旨を分かりやすく表示する取組（現在の「インターネット版官報」に使用されている電子署名やタイムスタンプよりも、改変があったことをより視覚的に認識できる表示）

10

- 官報発行機関等が発行する官報記録事項記載書面あるいは電子官報を印刷したものと正本データの内容が一致することを確認するための取組

(参考) イタリア共和国官報における取組

イタリア共和国官報では、紙媒体の官報の真正性を確認できるよう、官報の各ページに印刷された2次元コードを専用のアプリケーションで読み取り、文書の真正性を確認することができる。文書の改ざんがあった場合には、グラフィックアラートで強調表示される。

また、このアプリケーションは、PDF形式の官報やこれを印刷した書面のチェックにも利用することができる。

(参考) 利便性の向上に関する当面の取組

現在の「インターネット版官報」は1頁単位でPDFファイルが構成されているため、官報冊子単位でダウンロードすることができない。また、現在の「インターネット版官報」を閲覧するための目次が、本紙、号外等の種別に分けて表示されており、当日発行された官報について一覧性のある目次が表示されていない。

これらの点については、年内（令和5年中）に、官報冊子単位でのダウンロード（これによる冊子単位での記事内容の簡易検索）及び当日発行された官報に係る一覧性のある目次の表示を可能とするため、国立印刷局においてシステムの改修を進めているところである。

15

第2 電子官報の保存に関する考え方

1 過去に発行された官報の保存・閲覧の現状

5 (紙媒体の官報)

現在の紙の印刷物として発行される官報（紙媒体）については、国立国会図書館及び国立印刷局において、明治16年（創刊）以来の官報が保存されている。

国立国会図書館においては、国立国会図書館法の規定に基づき、逐次刊行物として官報（紙媒体）が納本されており、納本された官報（紙媒体）は、衆議院議長の所掌に係る物品管理事務取扱規程（衆議院議長決定）に基づき、長期保存することとされている。また、国立国会図書館法において、収集資料等を一般公衆の使用及び研究の用に供する旨が規定されており、創刊以来の官報（紙媒体。復刻版を含む。）を開架で閲覧に供するとともに、劣化を防ぐため、開架用とは別に閉架の書庫においても保存している。

国立印刷局においては、発行記録として、官報（紙媒体）を工場内の倉庫において保存しており、令和7年に予定されている印刷局本局移転にあわせて、環境の整った倉庫で保存することとしている。

20 (電子媒体の官報)

官報の電子媒体（現在の「インターネット版官報」）については、現在、国立国会図書館において、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project : WARP）（注）により、平成22年以降の「インターネット版官報」をウェブサイト形式で保存しており、館内で閲覧可能である。

25 （注）国立国会図書館法第25条の3に基づき、国立国会図書館においては、国等の公的機関がインターネット上に発信した情報を収集している。

また、国立印刷局においては、昭和22年5月3日以降に発行された官報の電子媒体を保有しており、掲載された情報を検索することができる「官報情報検索サービス」を有料で提供している。

2 官報の保存期間等について

35 官報は、法令の公布を担うなど、政府が発行する非常に重要な文書である。また、その時々政府としての重要な意思決定を始め、国の機関に係る情報等が掲載されている。こうした官報の性質や重要性に鑑み、一定期間が経過すれば廃棄するのではなく、永久に保存することが必要であると考えられるが、どうか。また、保存されている官報について、国民の利用に供することができることも必要であると考え、
40 どうか。

なお、文書を永久保存するためには、適切な環境で保存することが必要である。例

例えば、紙媒体であれば、温度・湿度・照度等の適切な管理、防犯・防災・防虫等のための適切な措置が必要であり、電磁的記録の保存に当たっては、ハードウェアの劣化により記録の損傷が起こることがないように措置を講ずるとともに、保存フォーマットについても、長期保存に対応できるものを検討し、技術の進歩に対応し、適切な更新を行っていくことが必要である。

(注) 公文書管理法においては、歴史的に重要な公文書等は、行政機関等における保存期間満了後、国立公文書館等に移管され、永久保存されるとともに、国民の利用に供されることとなっている。歴史的に重要な公文書等とは、例えば、法律、条約、政令、府省令、閣議決定・

了解、閣僚会議、重要な公益事業や国籍に関する許認可、審議会等に関する文書である。官報は刊行物であり、公文書管理法の行政文書や法人文書に該当せず、国立公文書館に移管されないが、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館に納本されている。

3 電子官報の永久保存や閲覧のための方策

電磁的方法により発行される官報（以下この項目において「電子官報」という。）を永久に保存し、また、国民の閲覧に供するため、関係機関において、以下のとおり取り組むこととしてはどうか。なお、保存や閲覧等の具体的な方法については、技術の進展に応じた見直しが必要であるため、制度化に際しては、こうした点も念頭に置く必要がある。

○ 官報の電子化後も、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業により、インターネット上に掲載された官報等をウェブサイト形式で国立国会図書館が保存し、国民の閲覧に供されることになる。

○ これに加えて、官報発行機関等においては、校了データに電子署名やタイムスタンプを付すことにより、電子官報の確定した正本データを作成することとなる。電子官報の発行は、この正本データを、情報送信（官報発行）用のサーバにアップロードし、インターネットを通じて送信可能化することにより行われるが、これに併せて、正本データについて永久に保存することとする。その際、官報発行機関等においては、真正性を確保するなどの必要な措置を講ずることとする。また、電子官報の情報の閲覧・検索のためのサービス（現行においては「官報情報検索サービス」）を提供する。

また、通信障害等が生じたため書面版官報を発行する場合や、大規模災害等の緊急時に書面等の緊急官報を発行する場合があります（後記第4を参照）、こうした場合には、事後に、インターネット上にこれらの官報と同じ内容を記録した電子データを掲載し、情報提供することとしている。さらに、当分の間は、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置として、官報記録事項記載書面を送付・交付する措置を講ずることとしている。

こうした書面版官報・緊急官報、これらの内容を情報提供するための電子データ、

官報記録事項記載書面についても、官報発行機関等において永久に保存するための措置を講ずる必要があるとともに、国立国会図書館において、納本制度やインターネット資料収集保存事業を通じて、収集・保存を行い、国民の閲覧に供することも必要である。

5

(参考) 国立国会図書館法 (昭和 23 年法律第 5 号)

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二～四 (略)

②～⑤ (略)

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

②～③ (略)

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

②～③ (略)

第3 電子官報の編集・発行主体に関する考え方

1 官報の編集・発行の現状

5 (1) 官報の発行に関する主体

官報に関する主任の大臣は内閣総理大臣であり、官報の編集及び発行を含め、官報に関する事務を所掌する機関は内閣府である。これらは、現行の内閣府設置法に規定されている（第2回会議資料：前提）。

10 また、内閣府は国立印刷局と契約を締結し、官報の編集、印刷及び普及等の業務を国立印刷局に委託している。なお、国立印刷局は、これらの業務の一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付、官報の販売等）について、書店等を公募の上選定した官報販売所（全国計48か所）に契約により委託している。

15 さらに、独立行政法人国立印刷局法においては、国立印刷局がこれらの業務を行うことが規定されるとともに、内閣総理大臣による緊急時におけるこれらの業務に関する要請及び当該要請に対する国立印刷局の応諾義務が規定されることにより、緊急時における官報の発行の履行を担保する手段が確保されている。

（参考）内閣府設置法（平成11年法律第89号）

第四条第三項 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

（注）「官報…の印刷に関すること」ではなく、「官報に関すること」と読む。

20 補足 平成15年の国立印刷局設置の際の経緯

平成15年に独立行政法人として国立印刷局が設置される以前は、内閣府の指揮監督の下、財務省印刷局が官報の編集、発行等に関する事務を所掌していた。印刷局の独立行政法人化に伴い、国立印刷局が官報の発行に関する編集や印刷等の実施事務を行う方針とする一方、政府部内で内閣府が一元的に所掌することとするため、財務省の所掌事務から官報に関する事務は削除され、内閣府の所掌事務については、従前の「編集及び印刷」や「指揮監督」という文言が削除され、「官報に関すること」とされた。

25 さらに、国立印刷局の独立行政法人化以前には、内閣府から政府部内の機関としての財務省印刷局に対する指揮監督によって官報の編集・発行業務の履行が担保されてきたが、国立印刷局の独立行政法人化後においては、官報の発行に関する作用法がない中で、上述のとおり独立行政法人国立印刷局法において、緊急時における官報の発行の履行を担保するための措置がとられた。

（参考）独立行政法人国立印刷局の設置以前の所掌事務規定（平成15年3月31日時点）
○財務省設置法（平成11年法律第95号）

第四条 財務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
六十三 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物の製造並びに官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物の編集、製造及び発行並びにすき入紙の製造の取り締まりに関すること。

○内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）

第四条第三項 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十九 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に関すること。

（参考）独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）

（行政執行法人）

第四条 印刷局は、通則法第二条第四項に規定する行政執行法人とする。

（業務の範囲）

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

四～六 （略）

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 （略）

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等）

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務（同号の業務にあっては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前項の規定による内閣総理大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

（参考）第 154 回国会 参議院 財政金融委員会（平成 14 年 4 月 25 日）

○山本保君（前略）官報というのはこれは一番重要な役割を果たすものではないかなという気がしておりますけれども、この辺は、独立行政法人化して、この印刷局が官報を印刷するというこの体制については変化があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○副大臣（尾辻秀久君）官報は、言わば国の機関紙でございますから、当然、今後とも発行は国において行います。その編集、印刷、販売といったような官報業務につきましては、これも従来同様、独法国立印刷局に行わせることといたしております。

今後とも、官報が法令の公布を始め、国の公告、公報という重要な役割を確実に果たすことができるように措置をいたしているところでございます。

(2) 官報の発行に必要なプロセス

5

国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くために必要なプロセスは、「編集」に係るプロセスと、「発行」に係るプロセスに大別される。

「編集」（注1）とは、国の機関、地方公共団体、会社等の私人から原稿を受け付

け、入稿者との間で、原稿の内容・文字等の確認を行いつつ、官報システムに入力し、官報のフォーマットに合わせて編集・校正を行った上で、官報の印刷に供する「校了データ」の作成を行うものである。

「発行」(注2)とは、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くことであり、国立印刷局本局等において官報を掲示し一般国民が閲覧することができる状態に置くことによって官報は発行されたこととなる。これに加えて、「発行」のプロセスの一環として、全国の官報販売所を通じた国民への配達、販売等が行われている。

以下では、それぞれのプロセスに必要な措置を、それぞれ「編集に関する事務」、「発行に関する事務」といい、また、これらを総称して「編集・発行に関する事務」という。

(注1)官報の編集とは、本来、官報の掲載事項や形式を定めることが含まれるものであるが、以下では、これらの事項について内閣総理大臣が定めることを前提とした上で、校了データを作成するために必要な事務を行うことをいう。

(注2)発行とは、法的効果を生じさせる状態に置くことを意味するため、その意味において官報の発行を行う機関は内閣府である。他方、以下では、官報の発行に関する具体的な措置(官報の掲示及び一般への頒布)を行う事務として「官報の発行に関する事務」という語を用いる。

2 官報の編集・発行に関する事務を行政執行法人等に委託することについて

(内閣府が他の法人に官報の編集・発行に関する事務を委託すること)

官報は、法令公布等の役割を担う国の刊行物であり、国家としての根幹に関わる極めて重要なものであるため、国が責任をもって、官報の編集・発行に関する事務を行う必要がある。

他方、官報の編集・発行に関する事務を実施するに当たっては、多岐にわたる事項の掲載に当たって公の機関に限らず私人を含めた多数の入稿者との調整を要すること、正確性及び確実性を担保するためには高度な技術・専門性を要すること等から、官報を所管する内閣府において、官報の編集・発行に関する事務の全てについて直接行うことは困難である。

内閣府が官報の編集・発行に関する事務を適当な法人に委託することができることは、内閣府が一元的に「官報に関すること」を所掌することとされた平成15年の印刷局の独立行政法人化に際しても前提とされており、引き続きこの考え方に変更はない。

(独立行政法人(行政執行法人)制度)

一般に、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものは独立行政法人が実施

することが想定されている。

独立行政法人制度は、国の行政機関の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とするものであり、制度上、主務大臣が必要があると認めるときには、業務等の状況報告、立入検査等を実施することができるなどとされるなど、事務の適切な実施のための仕組みが担保されている。

特に、独立行政法人の一つの類型である「行政執行法人」は、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人と定義されている。

行政執行法人の職員については、行政執行法人の労働関係に関する法律に基づき、争議行為は禁止されるとともに、違反した行為をした者は解雇される旨規定されている。また、行政執行法人の役員及び職員は、独立行政法人通則法において「国家公務員」である旨規定され、同法及び国家公務員法において守秘義務が課せられるとともに、違反した場合の罰則も規定されている。

(官報の編集・発行に関する事務を行政執行法人に委託すべき理由等)

官報の編集・発行に関する事務は、法令公布等の国家の根幹に関わる極めて重要な役割を果たすという官報の性質上、国の指示の下に、継続的に、正確かつ確実に執行されることが必要不可欠である。

特に、災害などの非常事態が生じた場合、緊急の法令公布や告示を行う際に迅速に官報の特別号外を発行することが求められ、官報の編集・発行に関する事務について委託を受けた者の事情により、官報が発行されない事態が生ずることは許容されない。このため、官報の編集・発行に関する事務について委託を受けた者は、緊急時においても必要な職員が速やかに参集し当該事務を確実に行うことができる体制を平時から整備することが必要であるとともに、法制度上も当該事務の履行を担保するものとして争議行為が禁止されていることが必要である。

また、官報は法令公布等の手段であり、官報の編集・発行に当たっては、未公表の公文書等に接することとなるため、その内容が外部に漏洩することがないように、官報の編集・発行に携わる者に対して強い守秘義務が課されるなど、秘密保全が徹底されることが必要である。

これらの点については、官報の発行・編集に関する事務を法人に委託する私法上の契約において、緊急時の業務の要請に係る応諾義務や守秘義務を課すこと等も可能ではあるが、仮にこれらの契約上の義務が履行されなかった場合（例えば、前者の義務について、民間業者が争議権を発動し、緊急に公布すべき法令を公布できなかった場合）の不利益は、損害賠償で賄いうるような性格のものではないと考えられるため、そうしたおそれのある法人に委託することは適当でないと考えられる。

したがって、内閣府が官報の編集・発行に関する事務を法人に委託するに当たっては、法律上争議行為の禁止及び守秘義務が規定されている行政執行法人に委託することが適当であると考えられるが、どうか。

5 なお、このことは、現在の国立印刷局が官報の編集・発行に関する事務の一部を官報販売所に契約で委託しているように、官報の発行に伴う法的効果を生じさせることとなる措置（注）以外の部分について、上記の行政執行法人が必要に応じ業務の一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付、官報の販売等）を他の法人に委託することまでを否定するものではない。ただし、この場合にあつては、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられるが、どうか。

10 (注) 官報が紙の印刷物である現行においては、国立印刷局本局において、官報を掲示し、最初
15 に閲覧することができる状態に置く措置。また、官報を電子化した場合においては、官報に
記録された情報をインターネットにより送信可能化する措置（ウェブサイトにアップロード
する措置。なお、官報の発行は、当該情報が送信可能化された時点をもって行われたことと
なる。).

(参考) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2～3 (略)

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(役員及び職員の身分)

第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員 の 服 務)

第五十三条 行政執行法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2～5 (略)

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(参考) 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

第四章 罰則

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

(参考) 行政執行法人の労働関係に関する法律 (昭和 23 年法律第 257 号)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 行政執行法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

3 官報の編集に関する事務を国立印刷局に委託すること

5 現在、紙の印刷物である官報の編集に関する事務については、内閣府の委託を受けた国立印刷局が正確かつ確実にこれを行っていることから（下記補足参照）、官報を電子化した場合においても、現在と同じく「校了データ」を作成するための官報の編集に関する事務について、引き続き国立印刷局が正確かつ確実にこれを行うことができると考えられる。

10 また、国立印刷局は、行政執行法人であり、独立行政法人通則法及び国家公務員法により役員及び職員に守秘義務が課せられるとともに、行政執行法人の労働関係に関する法律により職員の争議行為が禁止されている。

15 さらに、官報の創刊以来、官報の編集に関する事務を行う機関は、当該事務の実施に要する費用に充てる等の目的から、官報への掲載を依頼する者（公の機関又は私人）から料金を徴収することを通じて、必要な設備投資を行い、合理的な運用を行ってきた。具体的な設備投資として、例えば、入稿・編集を円滑に行うための情報システムは多額かつ長期的な設備投資を伴うところ、国立印刷局では、原稿の管理から編集・配信まで連携して効率的に行うための専用の「官報システム」を独自に開発する等の取組を行っている。

20 これらのことから、内閣府は官報の編集に関する事務を特定の機関に継続的に委託することが適当であり、具体的には、国立印刷局に委託することが適当であると考えられるが、どうか。

さらに、このことは、官報の編集に関する事務について委託を受けた国立印刷局

が、その一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付等）について他の法人に委託することを否定するものではないが、その場合、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

5

補足 国立印刷局が正確かつ確実に官報の編集に関する事務を行う機関であること

（官報の編集に関する事務を行う者に求められる要件）

10 官報は、法令公布等の役割を果たす極めて重要な文書であることから、官報の編集に関する事務は、次に掲げるとおり、正確かつ確実に実施される必要がある。

- 然るべき時刻までに確実に編集に関する事務を実施すること

現在、官報は行政機関の休日を除き、毎日発行されており、国立印刷局本局等において発行日の午前8時30分に掲示されている。

15 官報を電子化した場合においても、引き続き、行政機関の休日を除き、毎日の定刻（午前8時30分を想定）に遅滞なく発行することが求められるため、官報の原稿（校了データ）について然るべき時刻までに確実に編集を終える必要がある。

また、緊急事態の際にも、確実に官報が発行されるためには、その前段階である編集も遺漏なく実施されることが必要である。

20

- 正確性（レイアウトの正確性を含む。）

法令公布の制度において官報が法令の原本に代位すること等からも、官報の編集に関する事務に当たっては、正字率（注）が極めて高いことが求められる。

25 また、官報掲載内容に伴う政策目的等が正確かつ確実に校了データに反映されるよう、官報の編集に関する事務を行う機関は正確に編集業務を遂行することが必要である。例えば、常用漢字でない外字表示や複雑なレイアウト等も正確な表記を行うこと、また、掲載記事についても、図表の挿入や罫線の有無など、入稿者が指定するレイアウトで編集できることが求められる。

30 （注）官報紙面を構成する全文字数に対する、正しい文字の占める割合であり、編集精度を表す数字。令和4年度において、99.999960%。

- 入稿に係る体制やシステムの構築

35 官報掲載事項は多岐にわたり、官民多様な主体から原稿が入稿されるところ、正確かつ確実に掲載するため、全ての入稿者との連絡調整を遺漏なく円滑に実施できるような体制やシステムが整備されていることが必要である。

(国立印刷局が上記の要件を満たすことについて)

国立印刷局においては、現在、国立印刷局本局（東京都港区）等において、発行日の午前8時30分に官報（特別号外を除く。）の掲示を行うとともに、発行日の午前中から全国の官報販売所で官報の販売が行えるように発行前日の夕刻までに全国に
5 発送しており、これらの実施に当たっては、官報に掲載する原稿について発行日の前営業日の昼頃までには確実に校了を終えている。

また、休日や勤務時間外でも、緊急時には、内閣府が指定する時刻に特別号外が発行されており、国立印刷局においては、そのための編集に関する事務を確実に実施している（24時間365日対応）。また、国立印刷局において、緊急時に即応可能な製造体制として、東京工場（東京都北区西ヶ原）の官報製造のバックアップセンター（編集分室）がさいたま新都心合同庁舎2号館内に設置されており、双方が専用回線で接続され、編集データについて定期的に同期化がはかられている。
10

さらに、国立印刷局においては、約2万7千の外字を保有し、人名の俗字や地名等の常用漢字でない外字表示にも対応するとともに、掲載記事についても、図表の挿入や罫線の有無など、入稿者が指定するレイアウトで編集できる専任の体制が整備され、専門性の高い職員を育成・確保している。
15

加えて、国立印刷局においては、原稿の管理から編集・配信まで連携して効率的に行うための専用の「官報システム」を独自に開発するなど、必要な設備投資がなされるとともに、原稿の方式・要件・内容・文字等の確認を実施し、円滑な連絡調整が行われている。
20

4 官報の発行に関する事務を委託する法人について

(官報の発行に関する事務を行う者に求められる要件)

官報は、法令公布等の役割を果たす極めて重要な文書であることから、官報の発行に関する事務は、次に掲げるとおり、確実に実施される必要がある。

- 確実性

官報を電子化した場合においても、現行との継続性及び円滑な制度運用のため、引き続き、行政機関の休日を除き、毎日定刻（午前8時30分を想定）に確実に発行すること、また、緊急事態の際にも確実に発行することが必要である。
30

さらに、インターネットを利用することができない者への対応として、毎日午前8時30分の掲示等のほか、全国への配達、販売等を行う必要がある。

- 電磁的方法による官報の発行のために必要な体制の整備

官報を電子化した場合においては、官報の発行をインターネットを利用した方法により行うに当たっては、一定期間継続して、ウェブサイトを通じて、真正な官報の情報の提供を受けることができる状態に置く（ウェブサイトにも官報を掲載し続ける）措置をとることとしており、当該措置を安定的に実施する体制整備が必要で
40

ある。

例えば、サイバーセキュリティの観点から、官報の発行に関する事務を行う者は、情報の機密性、完全性及び可用性を保証でき、システム障害等のリスクに備えた冗長性を確保することが必要である。また、官報の発行に関する事務を行う者は、電子署名及びタイムスタンプを活用して官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置をとるとともに、官報を掲載するウェブサイトを構築し、安定的に運用することが必要である。さらには、官報発行後に官報が改変された場合に、内容を検証するため、正本データ及び官報記録事項記載書面を一定期間保存することが物理的に可能であることや、改変後に速やかな対応をとることが必要である。

- 書面の閲覧・交付体制の構築

官報の電子化に伴い、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置として、官報に記録された情報を特定の場所に設置した端末の映像面に表示する措置又は当該場所における官報記録事項記載書面の掲示等の措置のほか、希望者の求めに応じて、官報記録事項記載書面を送付し、又は官報販売所において交付する措置をとることとしている。官報を発行する機関においては、このような書面の閲覧・交付体制が整備されることが必要である。

また、通信障害等が生じた場合において、電磁的方法により官報を発行することができないときには、内閣府と連携した上で、代替措置として、書面等によって官報を作成（印刷）し、これを頒布する措置を講ずる必要がある。

（上記の要件を満たす国立印刷局に委託することについて）

国立印刷局においては、現在、書面の閲覧・交付体制を構築しているほか、発行日の午前8時30分（掲示と同時刻）に、校了データを正本データに変換し、電子署名及びタイムスタンプを付した「インターネット版官報」をホームページに掲載している。

また、独立行政法人国立印刷局法において、内閣総理大臣（内閣府）からの緊急要請権が定められるとともに、国立印刷局による応諾義務が課せられており、災害時などの非常事態に際しても、国立印刷局において必要な対応をとることにより、休日や勤務時間外でも、内閣府が指定する時刻に特別号外が発行されている（24時間365日対応）。

電磁的方法による官報の発行のために必要な体制の整備に関しても、配信システムの冗長化を図るとともに、東京工場（東京都北区西ヶ原）とさいたま市に設置された編集分室を専用回線で接続し、配信データの同期化を図るなど確実な配信体制が整備されている。なお、国立印刷局においては、創刊以来の過去の官報（紙媒体）とあわせて、官報に記載された情報を記録した電磁的記録を保存している。

国立印刷局は、以上のように官報の発行に関する事務を適切かつ確実に実施する者としての要件を満たすことに加えて、官報の編集に関する事務を行う機関であることから、これらの事務を緊密に連携して実施することが可能である。官報の発行に

関する事務は、国立印刷局が編集した校了データを受け取って行うものであり、官報の安定的発行のためにも、現在有している同局の知見を引き続き活用することも想定される。

5 これらのことから、内閣府は引き続き国立印刷局に対し、官報の発行に関する事務を委託することが適当であると考えられるが、どうか。

(行政執行法人以外の法人に委託することについて)

10 官報の性質に鑑み、官報に掲載される内容が外部に漏洩することがないように、発行に携わる職員には守秘義務が課されるとともに、争議行為により官報が発行されないことは許容されてはならないため、官報の発行に関する事務を行う者は、行政執行法人である国立印刷局であることが適当であると考えられる。

15 ただし、このことは、官報の発行に関する事務を行う国立印刷局が、官報の発行に伴う法的効果を生じさせることとなる措置以外の部分について、必要に応じ業務の一部を他の法人に委託することまでを否定するものではない。この場合にあつては、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられるが、どうか。

5 官報の編集に関する事務の委託を受けた国立印刷局等の権限

(公告の掲載に係る手数料の徴収について)

20 官報の創刊以来、官報の編集に関する事務を行う機関は、当該事務の実施に要する費用に充てるなどの目的から、法令その他の公文以外の公告(注)について、官報への掲載を依頼する者(公の機関又は私人)から料金を徴収することを通じて、必要な設備投資を行い、合理的な運用を行ってきた(国立印刷局の具体的な設備投資として、前記3参照)。

30 なお、公告の掲載に当たって手数料を徴収することについて、印刷局が独立行政法人化する以前においては、内閣府と財務省の共同命令等により定められていたが、現在は内閣府と国立印刷局との契約において定められている。当該契約において、具体的な料金の額については、国立印刷局が内閣府の承認を得ることとされている。

35 官報を電子化した場合においても、引き続き、官報の編集に関する事務を行うべき国立印刷局が、公告について官報への掲載を依頼する者から手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、国立印刷局が内閣府の承認を得ることとしてはどうか。

(注) 官報掲載事項のうち、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料及び地方自治事項は、公告に該当しない。

(広告の掲載について)

官報は創刊以来、官報掲載事項以外に、私人が掲載を依頼した広告が掲載されており、現在は、内閣府と国立印刷局との契約に基づき、国立印刷局が必要と認める広告を掲載することができることとされている（具体的な広告の例は補足参照）。また、
5 広告の掲載に当たっては、国立印刷局が定める手数料を徴収することとされている。

官報に掲載することができる事項については、本来、法令又は官報の発行について権限を有する内閣府において定めるべきであり、また、官報は国が発行する刊行物であることから、私人の依頼により掲載することができる事項は、国の機関の所掌に係る制度に関することであって一般に周知すべき事項に限られるものと考えられる。

10 具体的に当該事項に該当するものとしては、法令の規定に基づき官報をもって公にすることが定められている事項（公告）が挙げられるが、これ以外であっても、

- ・ 私人が法令の規定に基づく手続として実施する事項(例:会社の設立)であって、
- ・ 広く一般に周知すべきもの（関係者が多く、かつ、広域的な影響を有するもの）については、官報に掲載することが許容されるものと考えられる。

15 官報を電子化した場合においても、こうした性質を有する広告については官報に掲載することができるものとし、また、具体的にその対象となり得るものの基準や要件については、官報の発行について権限を有する内閣府が定めることとしてはどうか。

20 なお、官報の編集に関する事務を行うべき国立印刷局は、広告について官報への掲載を依頼する者から手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、国立印刷局が内閣府の承認を得ることとしてはどうか。

(参考) 官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令（昭和 24 年 6 月 1 日総理府・大蔵省令第 1 号）【平成 15 年 3 月 31 日時点】（印刷局の独立行政法人化以前）

(官報公告)

第四条 官報公告は有料とする。但し、印刷局長が指定するものについては、この限りでない。

2 前項の公告料金は、印刷局長が徴収する。

(広告)

第七条 官報、法令全書、職員録その他の刊行物には、印刷局長が必要と認める広告を掲載することができる。

2 前項の広告料金は、印刷局長が徴収する。

(定価等)

第八条 官報、法令全書、職員録その他の刊行物の定価、第四条に規定する公告料及び前条に規定する広告料は、印刷局長が定める。

(参考) 官報公告及び広告等取扱規程（最終改正昭和 45 年大蔵省訓令第 3 号）【失効】

第 1 条 官報公告（以下「公告」という。）は、法令その他の規定に基くものの外局長の承認するものを掲載する。

2 官報広告（以下「広告」という。）は、局長の承認するものに限り掲載する。

第 2 条 前条第 1 項の規定による承認の範囲は、官報によつて一般に広く周知させる必要のあるものとする。

2 前条第 2 項の規定による承認の範囲は、学術技芸、発明改良、特許実用新案、産業奨励

その他有益なもので官報の編集上支障のないものとする。

(参考) 官報の編集、印刷及び普及事務の委託に関する契約書

【甲：契約担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官／乙：独立行政法人国立印刷局理事長】

(総則)

第1条 甲は、官報の編集、印刷及び普及並びにこれらに附帯する事務を乙に委託し、乙はこれを請け負うことを約する。

(官報の編集)

第4条 官報は、官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）（以下「府令」という。）第1条に規定する事項を掲載するものとする。

2 乙は、前項に規定するもののほか、乙が必要と認める広告を官報に掲載することができる。

3～5 (略)

(官報公告)

第7条 官報公告は、有料とする。ただし、乙が甲と協議し、承認を得たものについては、この限りでない。

(定価等)

第8条 官報の購読料及び公広告料は、乙が定める。ただし、官報の購読料のうち定価及び公広告料を設定又は改定する場合には、乙はあらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。

(購読料及び公広告料の徴収)

第9条 前条に規定する官報の購読料及び公広告料については、乙が徴収するものとし、その収入は乙に帰属するものとする。

(指示等)

第12条 この契約に基づき、甲が乙に対して行う指示、承認等については、内閣府大臣官房総務課長が行うものとする。

2

広告の記載例

各種の法定公告のほか、お知らせ広告も受け付けておりますので、掲載方法等について不明な点がありましたら、最寄りの公・広告取次所にご相談ください。

株主名簿管理人設置のお知らせ

当社は、このたびは定款の規定に基づき取締役会の決議により左記のとおり株主名簿管理人を設置しましたのでお知らせいたします。

株主名簿管理人 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号
 ○○信託銀行株式会社
 同事務取扱場所 東京都○○区○○区○○丁目○○番○○号
 ○○信託銀行株式会社
 取扱開始日 令和○○年○○月○○日
 以上

株主各位 ○○県○○市○○番地
 ○○株式会社
 代表取締役 ○○

(1) 株主名簿管理人設置のお知らせ

株主名簿管理人変更のお知らせ

当社は、本日（令和○○年○○月○○日）から左記のとおり株主名簿管理人を変更することになりましたのでお知らせいたします。

株主名簿管理人 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号
 ○○信託銀行株式会社
 同事務取扱場所 東京都○○区○○区○○丁目○○番○○号
 ○○信託銀行株式会社
 以上

株主各位 ○○県○○市○○番地
 ○○株式会社
 代表取締役 ○○

(2) 株主名簿管理人変更のお知らせ

商号変更のお知らせ

令和○○年○○月○○日開催の第○○回臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

新商号 ○○○○株式会社
 旧商号 ○○○○株式会社
 変更年月日 令和○○年○○月○○日
 令和○○年○○月○○日
 ○○県○○市○○丁目○○番地
 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○

(3) 商号変更のお知らせ

増資完了のご挨拶

株主各位 ○○県○○市○○字○○番地の○○○○○○株式会社
 代表取締役 ○○

令和○○年○○月○○日

このたびの当社募集株式の発行にあたりましては、株主各位の絶大なご支援とご協力によりまして令和○○年○○月○○日全額の払込みを完了し令和○○年○○月○○日をもって

発行済株式総数 ○万株
 資本金の額 ○億円

となりました。ここに謹んでご報告申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

(4) 増資完了のご挨拶

本店移転のお知らせ

当社は令和○○年○○月○○日をもって本店を移転しましたので、ここにお知らせ申し上げます。

記

一、新所在場所 ○○県○○市○○丁目○○番地
 ○○番○○ビル
 一、旧所在場所 ○○県○○市○○丁目○○番地
 ○○番○○ビル
 令和○○年○○月○○日
 ○○県○○市○○丁目○○番地
 株式会社
 代表取締役 ○○

(5) 本店移転についてのお知らせ

商号変更に伴う株券提出のお知らせ

当社は、令和○○年○○月○○日開催の臨時株主総会の決議により、令和○○年○○月○○日より商号を「株式会社○○○○○○」に変更します。

つきましては、新商号株券を交付する必要がありますので、当社株券を所有する方は、本広告掲載の翌日から1箇月以内に株券を当社にご提出下さい。

令和○○年○○月○○日
 ○○市○○区○○丁目○○番○○号
 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○

(6) 商号変更に伴う株券提出のお知らせ

会社設立のお知らせ

令和○○年○○月○○日地方方法務局にて設立登記を完了し株式会社○○○○がここに発足しましたので、お知らせいたします。

令和○○年○○月○○日
 ○○県○○市○○区○○丁目○○番地
 株式会社
 代表取締役 ○○

(7) 会社設立のお知らせ

第4 代替措置等について

第2回会議においては、通信障害等の際の代替措置、大規模災害等により代替措置が困難な場合の緊急措置について議論がなされた。

5 議論を踏まえ、代替措置及び緊急措置について、以下のとおり修正・明確化することとする。

《修正・明確化する点》

- 10 • 文言の整理を行い、電子官報の発行ができない場合の代替措置として発行する官報掲載事項が記載された書面を「書面版官報」、緊急措置で掲示する書面等を「緊急官報」とする。また、「緊急措置」については、代替措置の一類型として、「緊急事態発生時における代替措置」として整理する。
- 15 • 「代替措置」による書面版官報の発行については、官報発行予定日と同日に行われるよう、代替措置の決定、公表、措置がなされる必要がある。そのため、官報発行機関等において、必要な準備・体制の構築を行うこととする。
- 20 • 「代替措置」について、内閣総理大臣が個別の事案に際して代替措置を講ずる期間を定めることとしていたが、通信障害等の事情がなくなるまでの間に代替措置をとることを制度として位置付け、他方、個別の事案に際しての具体的な期間は定めないこととする。また、代替措置による最初の書面版官報において、代替措置を講ずる旨を記載することが念頭に置かれていたが、代替措置による書面版官報を当初予定日に発行する必要性が高い中、書面版官報に記載する時間的な余裕がないことも想定されることから、最初の書面版官報のみに限定せず、例えば、翌営業日に発行される官報に代替措置を講ずる旨の決定の内容を記載することも許容することとする。
- 25 • 緊急措置として「官報掲載事項を掲示板に掲示することで、官報を発行したものとみなす」こととしていたが、官報そのものであるか否かが不明確であったため、緊急事態発生時において書面等をもって官報（緊急官報）を作成するものとする。
- 30 • 緊急措置の際には、複製物の当面の頒布等ができないため、周知可能性には一定の制約がある。このため、緊急官報への掲載事項は緊急的な事項に限定することとする。また、緊急的な対応として、緊急官報の発行の事実や緊急官報に掲載された事項について、記者会見、記者貼り出し、テレビやラジオ、使用可能な政府機関におけるインターネットへの掲載など、可能な限りの手段を講じて、国民に広く周知を図ることとする。
- 35 • 国民への周知の観点から、通信障害等の事情又は緊急事態が解消された後、速やかに、緊急官報に掲載された内容について書面による頒布又はインターネットを利用した方法により情報提供することとする。

《修正後の案》

1 通信障害等により電子官報の発行を行うことが困難な場合の代替措置について

5 官報の電子化に当たっては、通信障害、官報発行機関等内部のシステム障害その他電磁的記録の作成又は電磁的方法による情報の送信に支障をきたす特段の事情（以下「通信障害等」という。）により、電磁的方法による官報の発行（以下「電子官報の発行」という。）を行うことが困難となる場合が想定し得る。

10 この場合であっても、電子官報の発行に代わる措置（以下「代替措置」という。）をとることにより、法令の公布等を安定的に行う必要があると考えられるため、次に掲げるように、書面により作成された官報を発行することができるようにしてはどうか。

(1) 通信障害等に対応するための代替措置の内容等

15

（代替措置の内容）

通信障害等が生じた場合の代替措置として、通信障害等の事情がなくなるまでの間、官報掲載事項を記載した書面を官報として発行することとする。（このようにして官報として発行された書面を、以下「書面版官報」という。）

20 書面版官報の発行の具体的な方法としては、現在の印刷物である官報の発行と同様に、書面版官報を特定の場所の掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに、希望者の求めにおいて交付し、又は送付することとし、その他の必要な事項は個別の事案に際して内閣総理大臣が定めることが考えられる。

25 なお、代替措置を実施する際、書面版官報を掲示することに加え、同じ場所で当該事項を閲覧用端末の映像面に表示する措置までとすることは不要であると考えられる。

（代替措置により一般国民が知り得る状態に置かれたこととなる時点の考え方）

30 現在の印刷物である官報の発行においては、当該官報を特定の場所（国立印刷局本局）に掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制されている。

これと同様に、代替措置として、書面版官報を掲示するなどの措置をとった場合においては、当該書面版官報を掲示した最初の時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制することが適当であると考えられる。

35

（参考）EU 官報における代替措置の制度及び代替措置の実績

- EU 官報の電子的刊行に関する EU 理事会規則（COUNCIL REGULATION (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union）第3条では、EU 出版局の情報システムの予期せぬ例外的な断絶（unforeseen and exceptional disruption of the Publications Office's IT systems）により EU 出版局の情報システムが機能していないときに、EU 官報を発行する必要がある

場合、EU官報の印刷版のみが真正であり法的効力を有するもの(only the printed edition of the Official Journal shall be authentic and shall produce legal effects) とされている。

この場合、EU出版局の情報システムが復旧した後、Webサイトにおいて、情報提供のみを目的として電子版が一般に公開されるとともに、印刷版が真正かつ法的効果を有する旨の情報を提供するもの(the EUR-Lex website shall provide information on all printed editions that are authentic and that produce legal effects) とされている。

【出典：電子的刊行に関するEU理事会規則第3条の規定を内閣府において仮訳】

- EU官報が電子化された2013年7月1日以降、印刷版のみが真正かつ法的効力を有するとされた実績(システムの断絶)が3回あり(2013年12月20日、2014年7月25日、2019年10月14日)、EU出版局のHP(下記URL)において、これらの日付とともに、同日付けのものは印刷版のみが真正かつ法的効力を有することが明記されている。

【出典：<https://eur-lex.europa.eu/oj/all/auth-direct-access.html>】

(2) 代替措置として書面版官報を発行するための手続について

(代替措置の内容に関する事前の定め)

- 5 代替措置は、通信障害等により急遽実施される可能性があり、かつ通信障害等が発生している中で事後的に代替措置の方法について国民に周知することが困難な場合もあると考えられるため、あらかじめ必要な事項を定めた上で、その場合の対応について国民に周知しておくことが重要である。このため、通信障害等が生じた
- 10 場合に代替措置として書面版官報を発行し得ることを制度として設けるとともに、書面版官報の掲示が予定される場所等についてあらかじめ内閣総理大臣が定め、これらについて国民に対して周知することとする。

(代替措置の実施を公にすることについて)

- 15 内閣総理大臣は、通信障害等により官報の発行を行うことが困難となった場合、通信障害等の事情がなくなるまでの間、代替措置として書面版官報を発行する旨を決定するとともに、その旨や書面版官報を掲示する場所等について、適切な方法により公にするものとする。公にする具体的な方法としては、通常、閲覧用端末を設置している場所の掲示場への掲示のほか、記者会見、記者貼り出し、利用可能な適切な政府機関のホームページへの掲載等が想定される。

- 20 また、通信障害等の事情がなくなるまでの間、代替措置として書面版官報を発行することとする旨の内閣総理大臣決定は、当該代替措置によって最初に発行される書面版官報に掲載することが望ましい。ただし、その旨を掲載するいとまがないときは、可能な限り速やかに、その翌日等に発行される官報に掲載するものとする。

(代替措置を定める手続及び代替措置の速やかな実施について)

- 25 官報は、法令や法的効果を発生させる告示等が掲載されるものであり、官報掲載日が重要である場合もある。このため、代替措置として書面版官報を発行する場合、当初の電子官報の発行を予定していた日に書面版官報が発行されることが適当である。さらに、官報が予定時刻に発行されていない場合、国民や関係者に不安を生

じさせるおそれもある。このため、代替措置として書面版官報を発行することとする旨の決定及び公表、代替措置としての書面版官報の発行等の一連の手続を迅速に行うことが必要であり、官報発行機関等においては、これらに速やかに対応することができる体制の構築が求められる。

5

(3) 通信障害等の事情がなくなり、インターネットを利用した方法により官報の発行が可能となった後の措置について

10 内閣総理大臣は、通信障害等の事情がなくなり、インターネットを利用した方法により官報の発行を行うことができるようになったときは、直ちに、そのことを公にするとともに、それまで代替措置として発行されていた書面版官報に係る官報掲載事項を記録した電磁的記録を作成し、情報提供として、インターネットを利用した方法により送信可能な状態に置くものとする（ウェブサイトの情報提供として掲載する）。情報提供として作成された当該電磁的記録については、行政手続において電子官報と同様に活用できるよう措置されることが適当である（※現在の「インターネット版官報」と同様の扱い）。なお、公にする方法としては、閲覧用端末を設置している場所の掲示場への掲示のほか、記者会見、記者貼り出し、利用可能な適切な政府機関のホームページへの掲載等が考えられる。

15

20 また、通信障害等の事情がなくなった後、最初に電子官報の発行を行う際に、代替措置として発行された書面版官報の日付等を電子官報に記録するものとする。

（参考）EU 官報について印刷版による代替措置がとられた後、EU 出版局の情報システムが復旧したときの対応

EU 官報について印刷版による代替措置がとられた後、EU 出版局の情報システムが復旧したときは、Web サイトにおいて、情報提供を目的として電子版が一般に公開されるとともに、当該 Web サイトにおいて、電子版は情報提供を目的とするものであり、印刷版のみが法的拘束力を有すること（The electronic version is published for information purposes. Only the paper edition is legally binding.）が明示される。

【参考：EU 官報について代替措置がとられた後に、Web サイトに公開している例

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2013:347:TOC>】

2 緊急事態発生時における代替措置について

25

災害等の緊急事態発生時において、当該緊急事態への対応等のための法令の公布や告示の発出など、官報の発行が必要となる場合がある。

30

このため、内閣府は、業務継続計画において、3時間以内に実施する非常時優先業務の一つとして、「官報発行業務」を盛り込んでいる。また、国立印刷局の業務継続計画として、印刷するための工場が使用することができなくなった場合に、他の方法により印刷する手段は確保している。しかしながら、災害により官報発行機関等の施設が倒壊するなどして、電子官報の発行や前記1の代替措置としての書面版官報の

発行を行うことが困難となる可能性は完全には排除できない。

こうした場合において、官報を発行する緊急の必要があると認めるときは、緊急時における代替措置（以下「緊急措置」という。）として、次のとおり、書面等をもって官報を作成し、これを頒布することなく、掲示することによって発行することとしてどうか。

(1) 緊急措置の内容等

(緊急措置の内容)

前記 1 の通信障害等に対応するための代替措置においては、書面版官報を特定の場所の掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに、希望者の求めにおいて交付し、又は送付することによって頒布することとしていたが、大規模災害その他緊急事態等が生じた場合には、電子官報の発行を行うことが困難になるだけでなく、頒布するための書面版官報を作成（印刷等）することも困難になることが想定される。

こうした事情が生じている間においては、電子官報の発行に代えて、緊急措置として、官報掲載事項を記載した書面等（注）を官報として作成し、当該官報（以下「緊急官報」という。）を特定の場所の掲示場に掲示することをもって、官報の発行を行うこととする。

緊急官報については、頒布が著しく限定されることや緊急事態が発生していることに鑑み、掲載事項については、緊急時において必要なものに限定することとする。また、緊急官報に掲載した内容については、記者会見、記者貼り出し、テレビやラジオ、使用可能な政府機関におけるインターネットへの掲載など、可能な限りの手段を講じて、国民に広く周知を図る¹。

（注）書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(緊急措置により一般国民が知り得る状態に置かれたこととなる時点の考え方)

現在の印刷物である官報の発行においては、当該官報を特定の場所（国立印刷局本局）に掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制されている。

これと同様に、緊急事態発生時において、緊急官報を掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制することが適当であると考えられる。

¹ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）においては、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能の一つとして、「内閣機能」に関する業務が非常時優先業務として掲げられており、「政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する」旨定められている。緊急官報に掲載した緊急事態への対応に係る内容についても広く情報発信が行われることが考えられる。

(参考) 大正 12 年の関東大震災に際して、官報を一般に交付又は送付することなく、掲示等をもって緊急に公布した実績

大正 12 年 9 月 1 日に発生した関東大震災により、当時の印刷当局は大手町の庁舎及び工場が倒壊、損壊するなどの被害を受け、火災によって機械等の諸設備はほとんど焼失したが、当時の総理大臣官邸内にあった謄写版とタイプライターを活用することができた。

政府は、震災翌日 2 日朝の閣議で臨時震災救護事務局の設置、戒厳令の適用、非常徴発令の発令を決定したところ、これらの勅令について緊急に公布する必要があったため、同日(9 月 2 日) 付けで手書きの謄写版による官報号外が数十部刊行され、中央各省を始め必要な箇所に配布された。翌日 3 日には、前日発行の謄写版刷り官報号外を活版印刷に付し、追加刊行するとともに、要所十数か所に官報掲示所を設けて国民に周知された。

その後、9 月下旬から官報の印刷部数を増やし、地方や一般購読者への配布が再開された。

【参考①：日本-関東大震災時の官報号外 | リサーチ・ナビ | 国立国会図書館 HP (https://rnavi.ndl.go.jp/jp/guides/post_526.html)】

【参考②：『官報百年のあゆみ』大蔵省印刷局 編】

(2) 緊急措置を定める手続について

5 (緊急措置の内容に関する事前の定め)

緊急措置は、緊急事態発生時において、緊急に公布や告示が必要な内容を掲載するものであり、当該緊急事態発生時に適切に対応できるよう、あらかじめ必要な事項を定め、周知しておくことが重要である。このため、緊急事態発生時の代替措置として緊急官報を発行することを制度として設けるとともに、緊急官報の掲示が予定される場所等についてあらかじめ内閣総理大臣が定め、これらについて国民に対して周知することとする。

15 (緊急措置の実施が必要な際の対応について)

大規模災害等の緊急事態発生時において、緊急官報を発行する必要がある場合には、緊急事態における代替措置をとる旨を適切な方法で公表するとともに、あらかじめ定められた掲示場に緊急官報を掲示することとする。

あらかじめ定められた掲示場に緊急官報を掲示することが困難な場合には、内閣総理大臣は、緊急官報を掲示する場所を定め、緊急事態における代替措置をとる旨を適切な方法で公表する際に併せて公表するものとする。

20 (通常の代替措置が可能になった場合の対応について)

緊急官報の複製物の印刷・頒布が可能になり次第、情報提供として、緊急官報の内容を記載した書面を頒布することとする。

25 (3) インターネットを利用した方法により官報の発行が可能となった後の措置について

内閣総理大臣は、インターネットを利用した方法により官報の発行を行うことが

できるようになったときは、緊急官報と同内容を記録した電磁的記録を作成し、情報提供として、インターネットを利用した方法により送信可能な状態に置くものとする（ウェブサイトに情報提供として掲載する。）。

また、緊急措置終了後、最初に電子官報の発行を行う際に、緊急措置として発行された緊急官報の日付等を電子官報に記録するものとする。

5